

2019年4月12日

各 位

会 社 名 TONE株式会社  
代表者名 取締役社長 松村 昌造  
(コード5967、東証第二部)  
問合せ先  
役職・氏名 管理部長 井上 昌良  
電話 06-6649-5967

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年8月29日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 執行役員制度の導入

従業員の最高位として執行役員を任命し、業務執行の権限と責任を明確にすることで、会社の方針に基づく業務執行の迅速性・機動性の向上を図るものです。

##### (2) 取締役および監査等委員である取締役の員数の変更

新たに執行役員制度を導入することに伴い、取締役および監査等委員である取締役の員数を見直すこととし、取締役の員数を「10名以内から4名以内」、監査等委員である取締役の員数を「4名以内から3名以内」に変更するものです。

##### (3) 取締役会の決議の省略

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、取締役会を機動的、効率的に運用するため、取締役会の決議の目的である事項について、書面または電磁的記録により承認を行うことができるよう、変更案第26条(取締役会の決議の省略)の規定を新設するものであります。

##### (4) 条数の変更

上記の条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 (条文記載省略)</p> <p>第 2 章 株式 第 6 条～第 11 条 (条文記載省略)</p> <p>第 3 章 株主総会 第 12 条～第 17 条 (条文記載省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 18 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、<u>10</u>名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第 19 条～第 22 条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条～第 40 条 (条文記載省略)</p>	<p>第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株式 第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会 第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 18 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、<u>4</u>名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第 19 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議により執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>2. 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第 26 条 <u>当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議であったものとみなす。ただし、監査等委員が異議を述べた時はこの限りでない。</u></p> <p>第 27 条～第 42 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2019年8月29日  
定款変更の効力発生日 2019年8月29日

以 上